

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	自動部品	国別報告書 (CbCR) 提出のための企業負担	<p>・国別報告書 (CbCR) は、OECD・BEPS行動計画13に基づき、すべての多国籍企業が作成する必要がある。弊社では、国別報告書を最終親会社である日本法人で作成し、日本の国税庁に提出している。</p> <p>多くの地域では、すでに日本との国別報告交換のための合意が締結されており、日本の国税庁から各国の税務当局に政府間の自動的情報交換を通じて共有されるものとなっている。</p> <p>しかし、ルーマニアは国別報告交換の自動的交換に合意していないため、最終親会社である日本法人が国別報告書をルーマニア税務当局に提出する必要があるが、締切が厳しく、余分な負担とコストがかかっている。</p>	継続	<p>・日本・ルーマニア間の国別報告の自動的交換のための合意を要望する。</p>	<p>・ BEPS Action 13: Jurisdictions implement final regulations for first filings of CbC Reports</p> <p>・ Activated exchange relationships for Country-by-Country reporting</p> <p><a href="https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/country-by-country-exchange-relationships.htm">https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/country-by-country-exchange-relationships.htm</a></p>